質問第八号

福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十月十四日

奥田　ふみよ

参議院議長　関口昌一　殿

福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに関する質問主意書

「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」について、以下質問する。

一　同ロードマップの策定と改訂に政府はどのように関与しているか示されたい。

二　前記一における関与の法的根拠を示されたい。

三　同ロードマップに記載された内容が実行できなかった場合、東京電力ホールディングス株式会社やその経営者はどのような法的責任を負うのか、政府の見解を示されたい。

四　当該ロードマップには、工程の区分として「【第三期】第二期終了～廃止措置終了まで（目標はステップ二完了から三十～四十年後）」との記述がある。当該記述における「廃止措置」について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十二条の六の規定の適用の有無、適用される場合には、その条文を示されたい。

右質問する。